

前日弁連会長

宇都宮健児 井戸川克隆

前双葉町町長
ふたばまち



未来を語る

司会 マエキタミヤコ



前日弁連会長

宇都宮健児 井戸川克隆

前双葉町町長
ふたばまち



未来を語る

司会 マエキタミヤコ



このブックレットは2013年4月6日に渋谷区文化センター大和田さくらホールにて行われた対談「宇都宮健児・井戸川克隆 未来を語る」を収録したものである

目次

出演者プロフィール・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第一部 原発と民主主義・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第二部 未来を語る・・・・・・・・・・・・・・・・	33
付録 ジュネーブ市長 レミー・パガーニから 前双葉町長 井戸川克隆への書簡・・・・・・・・	59

「福島を風化させてはいけない」という宇都宮健児氏。

「多くの人に聞いてほしい」と願う井戸川克隆氏の対談が実現！

聞くということ。忍耐強く耳を傾けるということ。宇都宮健児氏のこれまでの活動は実に忍耐強く「聞く」ことから始まった。真実の声を聞き逃さない、そして権力に立ち向かう姿は、わたしたちにとって「真のやさしさに裏打ちされた強さ」を感じさせてくれる。現代社会においてこれほど頼りになる人物を他に思い浮かべることができない。

「風がどちらに吹いているか」

福島第一原発が危ないと聞いたとき、井戸川克隆町長は風を読んだ。「町民を被曝させてはならない」その一念で県外への避難を決めた。強い意志が町民を放射能から守った。そして井戸川克隆氏の闘いは始まった。

このお二人の対談は、私たちの未来に一筋の光をもたらしてくれる。そんな予感がする。

市民グループ「私が東京を変える」

代表 山口あずさ

出演者プロフィール

宇都宮 健児（うつのみや けんじ）

1946年生まれ。東京大学法学部中退。1971年弁護士登録、東京弁護士会所属。年越し派遣村名誉村長、日本弁護士連合会会長等を歴任。現在、地下鉄サリン事件被害対策弁護団団長、オウム真理教犯罪被害者支援機構理事長、反貧困ネットワーク代表、脱原発法制定全国ネットワーク代表世話人、週刊金曜日編集委員。著書に、『弁護士、闘う 宇都宮健児の事件帖』（岩波書店）、『弁護士冥利 ― だから 私は闘い続ける』（東海教育研究所）他、多数。

井戸川 克隆（いどがわ かつたか）

1946年生まれ。福島県立小高工業高等学校卒業。2005～2013年福島県双葉町町長を務める。全国原子力発電所所在地市町村協議会副会長、阿武隈山系横断道路建設推進期成同盟会長、浪江地区防犯団体連合会副会長、請戸川土地改良区副理事長、双葉地方広域市町村圏組合副管理者、双葉地方町村会会長等を歴任。福島第一原発の重大事故を受け、福島県の首長の中でただ一人、町民の県外避難を実現させた。2012年10月にはジュネーブの国連欧州本部に赴き、原発事故後の福島の実状を訴えた。

マエキタ ミヤコ

1963年生まれ。コピーライター、クリエイティブディレクターとして1997年より、NPO/NGOの広告に取り組み、2002年にソーシャルクリエイティブエージェンシー「サスティナ」を設立。エコを感じるココロ「エココロ」を通して、日々、世の中をエコシフトさせるために奔走中。

「宇都宮健児・井戸川克隆 未来を語る」

第一部 原発と民主主義

マエキタ：今日は「宇都宮健児・井戸川克隆 未来を語る」へようこそいらっしやいました。主催は「私が東京を変える」市民グループです。

山口：お足もとの悪い中ご来場ありがとうございます。「私が東京を変える」の発足の経緯はプログラムに書かせて頂きました。私たち一人ひとりが主体的に主権者として動く、そういうことで東京を変えていきたいと考えております。皆さん、ぜひこれを何かのきっかけにして東京を、日本を変えていきましょう。(会場、拍手)

マエキタ：それでは、始めたいと思います。宇都宮健児さんは、前回の東京都知事選に立候補されました。前の日弁連の会長です。井戸川克隆さんは、前双葉町長です。今回、双葉町長選挙¹に立候補されるかと思いましたが、直前でされませんでした。そこら辺を交えてお話を伺えるかと思えます。では、宇都宮健児さん、井戸川克隆さん、よろしくお祈いします。(会場、拍手)

井戸川：今日、雨の中、遅い時間にこれほど多くの皆さんにご来場頂きまして、ありがとうございます。私は、原発事故で直接頭から放射性物質をかぶるはめになった前の双葉町長の井戸川でございます。この事故は誰の責任か分かりませんが、一番先に責任をとらされた町長でもあります。今晚はひとつよろしくお祈いします。

(会場、拍手)

宇都宮：皆さんこんばんは。今、ご紹介がありましたとおり、昨年末ですね、突然石原都知事が都政を投げ出して、辞任しました。直後に市民団体から要請がありまして、都知事選に出馬しました。

そのときに掲げた4つの方針の第一が、「東京から脱原発を」ということでした。なぜ東京が脱原発なんだということですけど、福島第一原発、第二原発で発電された電力は福島県民が消費しているわけではないんですね。その最大の部分を東京で消費している。こういう面で東京都民としてはですね、本当に福島原発の被害者を最大限支援する、道義的・政治的な責任があるんじゃないか、また、東京電力の大株主が東京都ですので、私は、もし都知事になりましたら、株主として東京電力の株主総会において、福島第一、第二原発の廃炉はもちろん、柏崎刈羽原発の廃炉を提案すると。こういう思いで出馬させて頂きました。

また、2010年の4月から昨年(2012年)5月まで、日弁連の会長を務めたんですけど、その会長就任中に、東日本大震災と原発事故が起こったわけです。こういう事故に際して、日弁連は、当日に対策本部を立ち上げまして、私自身も現地を視察して、特に原発事故の被害者については、日弁連は支援活動を全力をあげて行った。たぶんその際に、井戸川さんにも一回お会いしましたし、それから南相馬市の桜井市長さんも、日弁連に来て頂きまして「ぜひ支援をお願いしたい」というふうに言われましたので、日弁連としては、人権擁護を使命とする団体ですので、全力をあげて支援をして参りました。

今日はこういう機会です、井戸川さんとお話ができると、大変楽しみにして参りました。今日はどうかよろしくお願ひします。

(会場、拍手)

福島原発事故を語る

民主主義の構造的腐敗

前双葉町長 井戸川 克隆

平成25年4月6日 渋谷区文化総合センター大和田さくらホール

福島原発事故を語る

井戸川：前段で時間を頂きながら進めさせていただきます。この事故の問題をですね、私なりに判断をして書かせて頂きました。体験を基にして書いております。こういうことについて広く国民の皆さんに知って頂きたいということで書かせて頂きました。

目次は、8つの題材について書かれております。

目 次

1. 公表という名の虚報
2. 避難指示の道程
3. 報道の罪状
4. 憲法は国民を守らない
5. 原発事故の重層構造
6. 被ばくは最大の賠償問題
7. 専門家とは利害関係者のこと
8. 被ばく者は立ち上がれ

1. 公表という名の虚報

- 政府発表が無ければ早く避難出来た
言う事を聞いて近くに逃げて被ばくをしてしまった
- 直ちに影響はないはウソ
枝野官房長官は嘘つきだ、この時はメルトダウンが起きていた
- 役場に来た広報部職員のウソ
11日の22時半ごろ来た東電職員は1号炉には水があるのでメルトダウンは起きていないと嘘をついた、本当は水が無かった
- 3月11日の夜東電社員の家族は避難した
町民の知らないうちに社員の家族は県外に避難を始めていた

1. 公表という名の虚報

井戸川：現場にいたわれわれに対して、現場を知らない政府が避難指示をしたことによって、いろいろ弊害が出ました。政府発表がなくてですね、われわれが主体的に避難すれば11日の夜には避難を開始していましたが、これができませんでした。政府がいちいち現場を確認して、テレビ報道でやりましたけども、テレビ報道と現場では大きなギャップがあってですね、われわれは多くの被ばくをしてしまったということでございます。

「直ちに影響はない」。とんでもございません。11日に、12日の爆発前にですね、1.59ミリシーベルト(mSv/h)という非常に高い放射能が観測されていきました。影響があったんですね。11日の(夜)10時半頃に、役場に住民が避難しておりました、そこに来た広報部職員は、「1号炉にはまだ水がありますから安心して下さい」という

ことでしたが、最近の調査では、(夜) 8 時には、もう水が全くないことが分っていたんですね。それが知らされていなかったんです。

われわれの知らないところで、情報を知る者が先に家族を逃がしてしまいました。これもあとで分ったことですね。皆さんが知る時には、事実は相当動いているということをご理解頂きたいと思います。

2. 避難指示の道程

- **でたらめな避難指示**

「避難指示」以外の指示が無い、政府災害対策本部

- **根拠のない避難エリア**

素人の菅総理が20キロ、30キロを決めて被ばく者が多発した

- **5W1Hの知恵もない政府**

放置されている避難民の嘆きが届かない仕組み

- **放置することで町を消滅させるのか**

避難の苦痛から自己責任を取り始めた町民・・・政府の作戦か
苦痛からの脱出のために家、屋敷を求める・・・帰還を諦めさせる
放置しておく勝手に這い上がる事を見ている・・・諦めの誘導か

2. 避難指示の道程

井戸川：この「避難指示」がですね、本当に犯罪だなと思うところは、今もってたぶんそうだと思いますが、私が就任中ずっと、政府から「避難指示」という 4 つの字は頂きましたけども、それ以外は

一切ございません。自分で判断して、埼玉のほうに多くの若者を連れて避難しました。避難エリアの問題も、安全委員会の職員から聞いたところ、「なぜ20キロ、30キロって決められたんですか」と聞いたら、「時間がないから私が決める」ということを菅総理が言って決めたそうです。

今の賠償基準から何から、ここから来ているんですね。すべてそういうところから来ていることをご理解頂きたいと思います。5W1Hの知恵があっても出さなかったのか分かりませんが、私は無いというふうに判断しております。

今もって避難させられている多くの避難民は、特に放射能の濃い所にいる町民は、何かこう、ぐったりしているような感じがしてなりません。これはぶらぶら病の前兆かなというふうに私は考えております。

いずれにしろどこにいても、この事故によって想像もしない、前が見えない、そういう中でみんな嘆いておりますけども、政府のほうの生活支援の班の方たちは、こういう現状を聞きに来たことは一回もございません。

このようなことで、住民が今、勝手に移動を始めております。放置することで町がなくなることについて、これを待っていることがあったとすれば、とんでもない。加害責任も問われずですね、被害者が自ら自分の住んでいる所をあきらめるようなことがあってはならないと思いますけども、狭い所に入れられていると、早く何とかしたいという思いから、自分でお金を出して家^{うち}を求めるようなことが始めさせられております。動物でも何でもそうですね、檻がなければ餌のある所に向かいます。われわれもそのような状況に追い込まれている。

やがて、町へ戻らなくなった、住民がいない町。「さあ、しめしめと、これで双葉町をなくして何とかだ」と思うとすればですね、と

んでもない。この事故の背景が空恐ろしいものを感じられてなりません。

3. 報道の罪状

- 初期は現場と報道が一致
当初はテレビ画面が一番正確、次第に画面が遠ざかる
- 時間と共に報道に不信が募る
次第に現場と報道に距離が出来て信頼関係に陰りが出来た
- 今は権力者側
今は、報道が誰のための記事か解るようになっていて偏りがある
- 特に被ばくは語らない
私は事故当時から被ばくの防止策と検査を政府・県・東電には強く要求してきたが絶対に映像あるいは記事にはならなかった
この国の民主主義と報道の自由とは掛け声だけだと思える

3. 報道の罪状

井戸川：「報道」ですが、私は避難開始前までは、テレビで状況を知ることができました。そして川俣町に避難を決めて、それからも2号機、3号機、4号機と、あの酷い状況をテレビで知ることができました。しかしだんだんと、時を経るごとに、報道から知ることがなかなか難しくなって来ております。

私が常に記者会見で申し上げている被ばくの問題も、大勢の前でずっとしゃべり続けてきました。しかし、ただの一度も放映されたことはありません。新聞記事に載ったことがないんです。それ以外

のとんでもないことを言うと、それは載りますけども、肝心要の被ばくの問題は決して載らないようになっております。

皆さんもどうでしょう、多くの県民が被ばくして大変な状況になっているということを大きなメディアから知らされたことはあるでしょうか。この事故で強く感じたのは、メディアと私たちには距離があるなど、そんなふうを考えました。したがって、自己責任でどんな被害についても対応していかないと、国民は虐げられてしまうのかなど、本当に、こう残念な思いをしております。

4. 憲法は国民を守らない I

- 憲法改正は権力者に有利にするためか

憲法の議論は国民が主体的にやるべきだと思う、度が外れたお任せ主義は大変危険だと思う、もっと国民は学ぶべきだ

- 国民は憲法を暗記するべし

とにかく、暗記することから始めよう、自分のことを誰も守ってはくれないことを自覚しよう。ひどい現場を自学自習してこの国を守ろう

- この事故では憲法が死んだ

野田総理に聞いたことは、国民ですか、憲法で守られていますか、平等ですかと聞いたら、大事な国民ですと答えた。しかし、守られていないのでジュネーブの国連人権理事会で人権の救済を求めたのです。現実には多くの被害者は置き去りにされている(棄民)

4. 憲法は国民を守らない I

井戸川：さあ宇都宮先生の専門分野です。憲法、いろいろ最近、私もずっと目を通していなかったことを反省しながら、垣間見ており

ますけども、一体誰のための憲法なのかっていう思いにかられております。

この事故で直接利益を得る方たちは、私の推測ですが、たぶん、1%位かなと、国民の人口の。で、99%は納税者あるいは電気利用者として、利益を提供する側かなと、そんなふうに考えております。したがって、憲法は国民のものであると、国民のものにしなければならぬとそんなふうに考えております。

被ばくの問題については、ヨ一素反応があるうちから、私は国にも県にも東電にも口が酸っぱくなるほど検査を要請してきました。過日、その担当をされていた当時の内閣の要職にいた方と議員会館でお会いしたときに、「あの問題どうした」と言ったら、「いや、それはこの場ではしゃべらないでくれ」なんて言って逃げて帰りました。

そんなことが繰り返されたものですから、この国では国民を守ってくれないと、そんな思いでジュネーブ²に出かけて行って、福島県の非常に厳しい現状を訴えて参りました。しかし国内では、こういう問題がなかなか共有されなくて、本当に私は、何かこう先を考えると苦しい思い、悲しい思いで一杯です。

この思いを訴えられない福島県の子どもたちが今、どのような生活をしているか、福島県から来られた方はよく分っていると思いますけども、都内の方は分ってないと思います。彼らは心が病んでいます。心療内科、これが満員でなかなか大変だそうです。それは放射能が危険だということを彼らはよく分ってるんですね。土をみると怖がるとかですね、もう結婚しない、できないということばを子ども、小さい子どもが言っているそうです。こういうことを言わせておくこと自体が、基本的人権、子どもを大切に、国民を大切に、憲法の前段にある、あの文章、あるいは各章にある国民主体のこの憲法がですね、この事故で死んでしまってるなど、そんなふ

うに考えております。どうでしょうか？

宇都宮：憲法の問題提起がありましたので、一応、私、法律家ですので少しコメントさせていただきますと、井戸川さんが言われるように、憲法は全文暗記すべきだというのはね、国民の側が権利を行使する場合にですね、そういうふうにしていかないと、なかなか国側は守ってくれませんよね。これは非常に重要なことで、今の憲法論議も、改革論議も一部の政治家だけでやっているというのは大変危険な気がします。

それから、元々この憲法というのは、国家権力を行使する人たちを縛るための法律なんですね。基本的人権があるというのは、基本的人権を国は守っていかなくちゃいけない。国家権力が、ですね。

それでこの一番重要なところは、この憲法を守る義務者っていうのは、書いてあるのは99条なんですけど「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」。一番守らなければいけないのは、国務大臣や国会議員、公務員、天皇も含めてですね、そういうふうになっているんですね。ただ本来そうなんだけど、なかなか日本の公務員とか、内閣総理大臣も含めて、憲法を守ってないですよ。むしろ憲法を変えようとしている。それを守らせる、やっぱり、国民の運動が強くないとだめだと思うんで、それでこの憲法は13条に、生命、身体、自由、幸福追求権は最大限尊重されなくちゃいけないと規定されているわけですね。

ところが福島の中の被ばく者の状況というのは、この13条の幸福追求権が奪い去られてますよね。それから、最低限の人間らしい生活を保障した憲法25条にも違反している。被害者は置いてけぼりにされている。それから、財産権の保障憲法29条、それから憲法22条の職業選択の自由とか、移転、居住の自由とか、そういう権利も奪われている。私は、一番重要なのは憲法13条の幸福追求権じゃな

いかと思うんですけど、そういうのがきちっと保障されていない。

それで、今回の被災地の復興というのは、実は憲法が保障している基本的人権を被災者あるいは原発の被害者が回復するっていうことが一番重要な事柄だと思うんですけど、政府の、この復興のイメージは、橋を作るとか道路を作るとか、インフラの整備ばかり言っているわけですね。そして今回も補正予算で、何か公共事業に相当お金を使おうとしているんですけど、そのお金は、被災者の生活再建に使うべきなんですね。更には、井戸川さんが心配されている被ばく健康調査ですね。そして、既にもう被ばく調査した結果、甲状腺ガンなんか、小さな子どもに発生しているのが発覚しているんですけど、そういう病気の治療ですね。こういうところにお金を使うべきであって、ところが、そういう視点が欠落したまま、被災地の復旧復興というのが進められようとしている。これも、やっぱり、憲法の基本的人権をきちっと守っていくということが欠落しているからだと思うんですね。

日弁連は定期総会で、東日本大震災と原発事故に関する宣言を採択するとき、被災地の復興で一番重要なのは、憲法が保障する被災者自身の基本的人権を回復する「人間の復興」が重要だと考え、「人間の復興」をキーワードにして宣言を採択しています。そういう視点が、これまでの民主党政権もそうだったし、今、自民政権になってますけど、非常に欠落しているんじゃないかと思ってます。

井戸川：ありがとうございます。人権で言うと、25条に書いてありますけど、すべて公平で、最低限度の生活を営まされて、おりません。まず一番大事なことは、家族ですね、家庭ですね。家庭が社会の基礎ですけど、その基礎である家庭が、狭い仮設住宅のために、おじいちゃん、おばあちゃんたちは別、子どもたちも別、いろんな形で分散させられているんですよ。で、もう、その中で親子の交流、家族の交流もできない、そういう環境の中に追い込まれている、と。

これはですね、非常に問題にしなければならないところなんです。

しかし被害者は、今、本当に心を病んでいるのですから、それらを強く言えない立場に置かれているっていうのも、これは置くことができる立場の人間の、何かこう、恣意的な行為だなというふうに私は思っているんですね。この事故の責任が避難している住民たちになれば、それは納得するでしょう、彼らは。

しかし事故が起きてみたら、もう二日位で帰れると思って避難したものが、未だに、あるいはいつ帰れるか分からない状態に置かれて、置き去りにされている、と。

しかも、原発事故っていうのは「事故」なんですね。この事故は99%、私は人災だと思うんです。1%が不可抗力であって、99%が人災。なぜこういうことを言うかということ、原子力発電っていうのは定期検査がありますから、それぞれの定期検査を受けて、ゴーサインが出なければ、東京電力でもどこの電力でも、運転再開できないんですね。

だけど、ずっと繰り返されてゴーサインが出されて来たということも、やはりこの間、皆さんに共有して頂かなければなりません。この検査してゴーサインを出す立場に、私どもはありません。あったのは原子力安全・保安院のみです。そして、事故が起きる要素を放置していた彼ら自身が、政府の事故対策本部の生活支援班の班員なんです。ここに大きな問題があるんですね。加害者側が、われわれの事故対応をしていると。賠償も含めて、すべて東京電力と加害者側が一体となって、公権力を使って、国民の税金を使って、われわれに対応していると。

で、われわれ被害者の場合は、お金を使ってメディアを操作することもできない、宣伝することもできない。ただただ（捨て）置かれたままの、本当に棄民ですね、国民でなくて。国際的にはわれわれを「国内難民」だということらしいですけど、そういう立場に置

かれているということについてですね、先生、やっぱりわれわれ辛くてしょうがないんですね。ここは何とか主張していきたいと思います。

宇都宮：実は日弁連はですね、最初、当然、この事故は人災で、責任は東電や国がとるべきだということで、被害者の損害賠償を支援する体制を作りまして、いろいろ弁護団を作ったりですね。それから、事故のあった年の9月頃には「原子力損害賠償紛争解決センター」というのを作りまして、そこに被害者が申し立てれば、東電と斡旋調停して被害者の救済を図っていくという制度を作ったんですけど、途中からですね、どうも、これはわれわれ弁護士の発想じゃないかと。つまり被害を受けた人が損害賠償請求をすることによって、被害回復をするということは、そういうことができない人は救済されなくなってしまいます。まあ、私自身が被害者の方からいろいろお話を聞いて、自分では損害賠償請求をすることすらできない被害者がたくさん存在することが分かりました。

で、むしろ国が、最低限の生活を被害者に補償する。そして国が被害者に補償したお金を東電から取り返すということを逆にやるべきではないか、と。むしろ被害者自身が損害賠償請求することによって初めて救われるというようなところに置かれているのはおかしいんじゃないか。それを今ちょっと井戸川さんが言われましたけど、そういう考え方が、国連の避難民の指導原則にありまして、この指導原則によれば、国内避難民が出た場合は、政府自身が、避難民の生活保障とか医療の補償とか、あるいは健康調査ですね、こういうことをやるべきだということを書いているんですね。

それから、避難民が今いる所に留まるか避難するかは、避難民の自己決定権に任せるべきだと。強制的に避難させるとかどうかじゃなくて。そのときに避難した人と留まった人の補償や支援に差を設けてはならない。こういう原則があるんですね。国連の指導原則を

踏まえて、日弁連は「原子力事故被害者特別援護法」という法律の制定を提案しまして、その提案の中身の一部が取り入れられて、「子ども・被災者支援法」³という法律が昨年6月にできたんですけど、これが全くまだ実施されてない。非常に問題だなと思います。

原爆の被害者のケースは皆さんご存知だと思いますが、原爆の被害者の援護法というのがありまして、手帳があれば無料で、広島、長崎の原爆の被害者は、健康調査、健康診断、医療の診断もしてもらえると、こういう制度があります。すべての原発の被害者はですね、原爆の被害者と同じように、無料で医療の支援を受ける、あるいは健康調査を受ける、すべての被害者がそういう権利を持つと、そういう制度にすべきだということを日弁連は提案したんですね。自ら損害賠償請求しなくても、国のほうから被害者の所に行って、そういうような支援をやるべきだと、こういう提案をしてるんですね。ところがぜんぜん、国のほうは動いていない。しかもせっかく成立した「子ども・被災者支援法」についても、今回全く予算が付けられていない、ということで、非常に問題がありますね。

井戸川：この問題の根幹はですね、皆さんにも共有して頂きたいんですが、今度の事故で政府の事故対策本部に、被害者であるわれわれが、その会議の席に参加させて頂いたことがないということなんです。あるいは、ときどき言っていますけども、議事録あるかって言うと、ないって政府は答えますよね。そういうことで一切知らされてない中で、一方的な方向付けをされてきているというのが現実でございます。

このような政府の態度がこれからも前例となって、全国の原発で事故が起きたときは、その立地の町村民には知らせずにして何でも処理してしまう、と。これは事故を起こす基でないでしょうか、この発想というのは。事故から学んで事故を反省するというのであれば、地元のわれわれ被害者を入れて、どうするんだと、どういう

ことを考えて何に臨むんだということが、あってしかるべきだと思うんです。

まさに憲法で保障されたことが一切なされないようにできる国民が、この国に存在するっていうことを皆さんに知って頂きたい。国民から選ばれた公務員がそういうふうには私たちがしているんですよ。こういうことが非常に大きな問題で、全然何にも先に進まない。われわれの要望が一切入ってないということですね。

4. 憲法は国民を守らない II

● 憲法

憲法第12条、13、14、15、16、17、18、22、25、29、36条、には国民主権で自由と健康と幸福と住居並びに情報は国民が有している事等が保証されています。国内難民にされて悲しい結末を迎えるだけ、私たちは悪いことはしていません。原発の誘致を認めたことが罪になるわけではありません、事故を起こした者が厳罰を受けなければならぬ

● 主権者は誰か

この事故では、被害を受けた多くの国民が主権者ですが、被害者を遮る者は存在しない
善良な国民は、国と東電が事故は絶対起こさないと誓っていた約束を履行しないことを許さない

4. 憲法は国民を守らない II

井戸川：憲法の第12条から、13、14、15、16、17、18、22、25、29、36条に、これは私が考えたんですが、国民主権で自由と健康と幸福と住居ならびに情報は、権利として国民が有していることなどが保

障されています。国内難民にされて悲しい結末を迎えなければならないような、私たちは悪いことはしておりません。原発の誘致を認めたことが、罪になるのではありません。事故を起こした者が厳罰を受けるべきだと、私は基本的にそうだと思うんです。あの事故で、東電の若い社員が 2 名亡くなっているんです。ご存知だと思いますけど、これは双葉町に籍を置く若い職員です、町民ではありませんが、双葉町に籍を置いた若い職員が津波のときに 2 名、亡くなっていますね。だけど、これに対して官憲が動いたというのは聞いたことがありません。

「主権者は誰か」。この事故では主権者である国民が被害を受けているんです。皆さんも。復興増税⁴とかいろいろなことがありますから。したがって、被害者同士を遮るものは存在しません。善良な国民のひとりとして、国と東電が事故は絶対起こさないと言っていたことが免罪符になるわけでないということを申し上げたいと思います。ぜひ、ご来場の皆さんには共有して頂いて、本当に許せないなというふうに思って頂きたいと思います。

なぜ国民の皆さんに責任があるかということについては、除染の問題でお話をしたいと思います。除染のやたら長い法律⁵が作られました。その中に「責任」ということが書いてあるんですね。第 6 条⁶に、国民に責務があるんです、努めなければならないという、除染の法律ですよ、その中に国民に責務があるということが、第 6 条に入っております。この会場の皆さん、ご存知だったでしょうか。国じゃないんです、国民なんですね、すべて国民に除染の責務があるというふうに謳われております。こういうことが今、公然と行われていることについて、私は非常に危険だと思っています。どうでしょうか。

宇都宮：この除染の責務と同じようなことが自民党の憲法改正草案に出てきます。会場にいらっしゃる方も、もう一度、自民党の憲法

改正草案を確認してください。今ホームページからとれますので。衆議院選挙で、ご承知のとおり、改憲勢力が3分の2に達していますので、参議院選挙の結果次第ではですね、憲法改正が具体的な課題になる。まず、96条改正手続きを変えようとしていますけど、その後に中身の改正になると思います。今の憲法99条には、国の権力を行使する人、天皇も含めてですね、そういう人が基本的人権、国民主権、恒久平和主義、こういうことを定めている憲法を尊重し、守る義務があるんだということを明確に書いてあるんですけど、自民党の憲法改正草案では、国民が憲法を守らなきゃいけないということが真っ先に出てきてます。また自民党の憲法改正草案には、今の憲法にはないような国民に責務とか義務を課す規定がたくさん出てきます。ちょうど似てますね。

除染は本来、そういう被害をまき散らした当事者である東電とかあるいは国が行う責任があり、国が国民の安全を守らなければいけないのに、国民のほうにその責務があるとしているのは、憲法改正の先取りをしているような感じがしますね。これを今の自民党がやろうとしているんですね。除染に関する法律の第6条は非常に問題のある規定ですね、実は私はこういう規定があるということは知らなかったんですけど。

井戸川：はい、知らないでいるとですね、国民の皆さん、どんどんと皆さんは責任者にされてしまうんじゃないかなと心配をしているところでございます。

5. 原発事故の重層構造

- 事故がもたらす利益構造

事故現場にこない元請け業者たちは被ばくしない
双葉郡の業者は下請けで被ばくし、使い捨て

- 消えた加害者

津波被害の対策を止めた者たち、見過ごした者たちは不在
被害者の総量が見えないのに、加害者が一人もいないとは

- 公然とウソをつく専門家達

加害者が仕立てて立証できない専門家達

- 除染という新ビジネス

ビジネスが先で、技術が追い付かない、効果のない除染
避難させないための除染神話で子供たちが犠牲者

5. 原発事故の重層構造

井戸川：「重層構造」ですね、もうこれは皆さんのほうがかえって分かっているでしょうから、それほど詳しい説明をしませんけども、元々原発を誘致してそこで職場を得たなど喜びながら働いていた現場は、実は、放射能まみれの現場だったんですね。放射能まみれにならずに電気を売って利益を上げる経営者たちは東京にいたんですよ。だから私たちは何だったのかなという思いでおります。特に、双葉郡の地元の業者は下請けで、放射能の濃い所で働いておりました。昨日会った浪江町民の方の話を聞きますと、やはり過去に働いていましたね。「チェルノブイリネックレス」って言うんですね、首に傷をつけることは。（その方は）甲状腺のガンの手術をしておりました。

「消えた加害者」。津波の対策をしなかった方たちですね。過去に保安院も問題提起をしましたけども、防波堤を5メートル、6メートルぐらいで止めてしまった。これは、東京電力にその人たちがいるんですね。

「被害者の総量が見えないのに、加害者が一人もいない」。被害者の総量というのは何を言いたいのかっていうと、放射能がどのぐらい出ているのか現実には私も分かりません。しかし、こういうひとつの情報（編集注：東日本の「汚染地図」を見せながら）を見ると、東日本全体が放射能で汚染されているわけですから。このようにですね、東日本はほとんど放射能に汚染されているわけですので、私は総量が分からないという表現にいたしました。これは低線量でも被害がある方は、その人の体質とか体力とかいろんなことで発症するようですので、総量は定かではありません。

「公然とウソをつく専門家達」。ときどき新聞をにぎわしていますけども、安全だとか問題ないと言ってる方は、どっかから寄付を受けてますよね。ああいう方たちを専門家として出さざるを得ない日本の国の貧困さを感じさせますね。先ほども言いましたけども、除染といっても皆さんが見て心配されるとおりですね、技術は何もありません。ただ人力でかき集めて袋に入れているだけです。そしてその効果というのは、しっかりした基準で効果を評価していませんので、どうやって（除染が）終わった検査をしているのか、私には理解できません。

「避難させないための除染神話で子供たちが犠牲者」になっている。除染すれば住めるんだということで、福島市内の子どもたちが、あるいはその他の県内の子どもたちが今、高線量の地域に住んでいます、住まわされています。これは果たして、少子化の時代に向かって大変な今、国家的な大問題に対して、このようなことをしていることについては、私は納得できません。とんでもない、避難が先

なんですね。避難して誰もいない所を除染するなり撤去して壊すなり、いろんなことができるわけですから、これは後先が逆だというふうに思っております。ビジネスにしてはいけません。人の悲劇です。ビジネスにするような非常に恥ずかしい国家に日本はなっているなというふうに私は思っております。

6. 被ばくは最大の賠償問題

- 望まない人工放射能被ばくは犯罪だ
受認⁹する必要のない放射能被ばくは迷惑行為そのものだ
事故による放射能被ばくに免責の基準はない
- 発症するかしないかではない
被ばくに免罪符をつけるのは医学の専決ではない
被ばくの実態を証明するのは放射線管理技士
被ばく障害は積算量に比例しない、個々人差による
- 待たれる米軍の賠償判決
米国GE社製マークIが起こした事故原因は欠陥だった
米国人と日本人同じ地球人、賠償対象も同じだ

6. 被ばくは最大の賠償問題

井戸川：この被ばくの問題が最大の賠償問題だと思います。一番下からいきましょう。一番分かりやすい。「トモダチ作戦」で米軍の艦艇が被ばくしたということで、賠償請求⁷をしておりますね。だんだん人が増えているようです。この行方が非常に注目されるわけでご

ざいます。日本人の人命の値段とアメリカ人の人命の値段の差が出ると思っていますので、ものすごく注目しております。

「GE社製のマークI」というのは、当初から欠陥があると言われていました。1号炉、2号炉がそうですけど、これが欠陥だと言われていています。要するに爆発してもその爆発をした圧力ですか、そういった物を逃がす、あるいは受けてしまうだけの許容量がないということと言われていました。しかし東京電力がなぜあれを動かしたかと言うと、もう減価償却が終わっているんですよ。ただただ動かすことによって利益が積み上がる、発電量が45万kwぐらいですから大したことはないんですけども、経営としては非常に優秀な原発だったんですね。しかし、まだしっかりした原因は分かりませんが、金属疲労あるいは応力的な問題で今回事故を起こしていると思えばですね、思ったより早く水がなくなってしまったことも関係しているんでしょう。やっぱり古いから、私は壊れたというふうに思っております。

病気を発症するかしないかということでよく医学関係者は逃げておりますけど、私は逃げていると思うんですね。被ばくの問題について言うと、放射線管理技士⁸という、これは正式名称ではありませんが、この方がいないと東京電力の通常の作業ができません。この方たちが被ばくの管理をしながら、その中で作業員が作業をしておりました。その人たちが安全の限界を示していたのですが、今回は医学者がそれを決めているようです。そんなことではなくて、さっきも申し上げましたけども、その人の持っている体力とか体質とかそういったものによって被ばくの障がいは変わるんですね。トータルの被ばく量じゃないんですね。瞬間的な被ばく、放射線に曝されただけでも発症する方もいますから、積算量で年間何ミリシーベルトなんて言ってますけど、こんなのは勝手なことで、本当に迷惑な話なんですね。非常に問題をおかしくしています。

人工放射能というのは原発事故から出た放射能です。よく放射能の高い地域としてインドとかブラジルが、あるいはトルコがどうのこうのと言いますが、それは自然放射能です。今回出た人工放射能と何ら比較するものはありません。受認⁹できない放射能であります。これは、交渉して交換条件になるようなものでは決してありません。私はそう思っております。事故がなければ放射能は出なかったんですね。事故で出したというのはやっぱり結果責任が伴いますので、被ばくあるいは放射能が自然環境に出たことについての免罪符は、私は日本にはないと思っております。そういう基準はないと思うんですが、先生、そういう基準あるんでしょうか。

宇都宮：免罪されるかどうかの基準ですか、それはないですね。

井戸川：ではわれわれはもっと強くがんばらないといけませんね。

宇都宮：当然のことですね、それはね。

7. 専門家とは利害関係者のこと

- この事故の専門家とは電力関係者
専門家には電力関係の利害関係者だけをあてがう政府
- 医師たちは放影研関係者たち
ニコニコ笑っていれば、と言っても被ばく障害は避けられない
- ムラ出身の大学教授たち
モルモット県民から研究論文の基礎づくりに励む大学教授たち
- IAEAは被害を隠す
国境を越えてもチェルノブイリの悲劇は消せない
日本政府の最後の砦、国民をだますためのIAEA発言

7. 専門家とは利害関係者のこと

井戸川：専門家とは何なのかということについて、ここで、われわれ日本人として考えていかなければならないと、今回の事故で強く感じました。政府側が用意する専門家というのはどうしても利害関係者であります。最近のネットでもちょっと見ましたけども、「天上がり」ということで、国の機関に上がっている電力関係者が相当いましたね。これでは我が道に、我が田に水を引くために言ってるというふうに思っているわけですね。憲法にも言われているように、国民に対して正しい仕事をしなければならないのは公務員ですが、彼らはその仕事をしていない。企業あるいはそういう特定の営利団体から人材を天上がりさせること自体は、これは特別背任に当たるんじゃないかとそんなふうに思っております。

今、「ニコニコ笑っていれば」ということで、大変有名な方が福島県に君臨しております。福島県民の、何て言うんでしょうね、健康を一手に握って被ばくの被害を拡大している方がおります。ニコニコ笑っているとですね、放射能の影響はないそうですから、私は笑っていたいのですが、そうもいきません。多くの住民が被ばくさせられて毎日生活させられているのに、そんなわけにはいきません。目を追って障がいの報告が来ておりますので、そんなわけにはいきません。

「ムラ出身の大学教授たち」。この方たちだけでいいんでしょうか、日本の原子力政策というのは。反対を言う人の割合をやはり国民として求めるべきではないでしょうか。反対意見と賛成意見とそしてそれを検証する意見と、3つの意見を持った方たちの合同の協議の場が必要ではないでしょうかね。

「IAEA は被害を隠す」。突然こういうことを言うのは、私は大変思い切ったことばを出しているんですが、チェルノブイリの悲劇を考えますと、どうしてもこの IAEA（国際原子力機関）というのを持ち出したかったんですね。ウクライナが IAEA と決別をして、国民の現状を調べてみたら、とんでもない、未だに被害者が増えていっているということ、減少していないんだということ、もう 27 年経ちましたけども、20%以下しか健康な若者がいないんだと、国を支える若者がいない国家になっているということは大変なことが隠されていたということで、大変これは罪が深いと思いますね。福島に IAEA の何か出先機関ができましたけども、彼らの行動を私は監視していかなければならないというふうに考えております。

8. 被ばく者は立ち上がれ

- あなたが被ばくしていると孫に出る
人任せにしていると手遅れになる、些細なことでも心配りを
- 誰かが作った安全神話、信用するな
100ミリでも大丈夫なんて誰も経験していない、チェルノブイリの収束作業員の出生率が下がり続けている
- チェルノブイリネックレス
彼女たちの首輪は手術跡、永遠にこの傷は取れない
- 小さくてもいい、被害者団体を作れ
3人でも4人でもいい被害者の勉強会を始めるように

8. 被ばく者は立ち上がれ

井戸川：これは私の最後の訴えですが、孫に出るんですね、27年後のウクライナというのは。今まだ生まれていない方たちが親になって、その子どもたちに出るということ。影響が出るということ。とんでもない状況に福島県は今なっているんですね。

「誰かが作った安全神話」。信用してはいけませんね。この100ミリ(mSv/yr)でも安全だと言った方がですね、福島県民と何らかの契約行為があって、責任がとれる体制ができて初めてこういうことを言うべきであって、もう期限が来た、任期が来たからいなくなる、そういう方に言ってもらいたくないし、100ミリでも大丈夫だと言っているのは県民じゃなくて県外の人なんですね。県民の安全をきちっと言うのは県民だと思うんですね。県民が主体的に調べていろんな

意見を聞いて、そして1ミリなのか100ミリなのか決めるべきであって、外から来た人間に100ミリで安全なんて言われて時間を過ごすことは、もうとんでもないことだというふうに思っております。

原発作業員の出生率が下がっているということは、ウクライナ報告書¹⁰に書いてあります。「チェルノブイリネックレス」、先ほども申し上げましたけども、彼女たちの首の手術っていうのは、大変痛ましいことでもあります。これを隠ぺいすることは、これは反逆罪ではないでしょうか。もう既に県内でもそういう方がいるということを知っていて、ゾッとしました。

最後はやはり団体交渉、これが必要だなということで、立ち上がらないと時間がなくなってしまうと。そろそろ私の時間もなくなってきましたけども、そういう思いでおります。「被ばく者は立ち上がれ」ということの中にですね、自分の家系の継承、自分は、皆さんは、偶然の中で、人類が誕生してから偶然の連続の中でこうしているわけですね。自分の希望で生まれてきたわけではなくて、種の連続の中で偶然にこうして皆さんと一瞬、天文学的な数字で言うところの一瞬しか皆さんとこうしてお会いできていないんですが、共有しているんです。それがDNAが傷つくことによって途切れるということの恐ろしさを考えたときに、皆さんに跡取りがいなくなってしまうことを考えたときに、さあ、どうするんでしょうか。

今、福島県の人口が、今後減ることが予想されています。しかし、それであっても未だに、福島県は県民を県内に戻そうとしてるんですね。私はそれに反対をして「福島には戻りません」ということを退任記者会見で申し上げました。戻りたくないのではなく、戻りたいんですけど戻れないんです。子どもたちを戻したくないんです。子どもたちの健康を守りながら、子どもたちを育てることが町を残すための必須条件なんです。そのために私は、帰りませんと言っているわけですね。まあ、大げさかもしれませんが、やはり先々の心

配というのはわれわれ大人がしていけないとできません。そんなことでいろんなところで大変きついことばを発信しているところがございます。どうぞ先生、何かお願いします。(会場、拍手)

宇都宮：そうですね、ちょうど今年は2年になるわけですけど、2年を期して相当な被害者が、東電の交渉とか、先ほどの「原子力損害賠償センター」¹¹の調停、斡旋調停ですかね、そういうところじゃなくて、直接国とか東電を相手にして損害賠償請求をするというようなことが起こっているということと、それからあと、たくさんの人たちが、今、東電の事故責任の刑事責任を問う刑事告訴をやられていますよね。この点について、私もそういう賛同人になっているんですけど、検察がまだ全然動いてなくて、事実上、事情聴取はやっているようなんですけど、強制捜査はやられてないですね。大変な刑事事件だと思うんですけど、こういう重大事件についてきちんと検察当局が刑事責任の観点からもメスを入れるというのは、非常に重要なことではないかと思うんですけど。

マエキタ：強制捜査の可能性はあるんですか。

宇都宮：それが何か今、事実上、任意の調査だけで、事情聴取だけでやってるので、告訴をした人たちは強制捜査をやるように、そういう申し入れを検察に対してやっているというところで、これはやっぱりきちんと強制捜査をやらないと、東電がどういうところで嘘をついてるのか、ごまかしてるのか、実態はどうだったのか。最近、国会の事故調¹²にもちょっと虚偽の報告をして、建屋内が真っ暗で検査できなかった、事実上調査員が入れなかったというようなことが問題になっていますけど。

マエキタ：ああ、暗くないのに暗いと言ったあれですね。

宇都宮：実際にどうだったのか、なぜそういうことを言ったのかということが解明されてないんですね。だから実際は、捜査をやって、ちゃんと東電の中にある資料を捜査当局が押収して、実際に事故原

因もまだ分かっていないですからね。それから津波でああいう状況、全電源喪失になったのか、それ以前の段階で、地震の段階で事故が起こってるのか、この辺もまだ曖昧なままなんで。原発事故もまだ収束はしてませんが、事故原因の解明がまず全くできてないんですね。だから国会事故調とか政府の事故調¹³もまだ中間的な報告に留まっていますよね。本当の原因が何なのかということが追究されていない。それを解明するためにも、刑事の責任追及で強制捜査等をきっちりやってですね、東電が持っている資料を公にする必要があるんじゃないかと思うんですね。

マエキタ：ありがとうございます。井戸川さん、いかがですか。

井戸川：はい、私どもはですね、いつでもいいですよ。強制捜査に入ってもらうのはいつでもいいですね。だって私は避難中ですね、いわゆる議会から責任を問われたんですけど、私も避難民なんですよね。事故がなければ当然問われることのない責任だったんですね、あり得ない責任を問われて、不信任が3回も出されたんですけど、この原因というのはやはり事故なんです。だから早く私は立件して頂きたいなど、そんなふうに思いますね。

宇都宮：損害賠償のほうは比較的報道されていますけど、刑事の告訴が行われてて、検察が捜査をしているということにわれわれは注視をして、本当に真剣にやっているのかどうか、そこは検察をきちっと監視していく必要があると思いますね。検察自身がやっぱり手抜きをしてもらっては困りますんでね。国民の代表としてしっかり責任追及をやるようにわれわれが監視をして、検察にプレッシャーをかけていかなければいけないというふうに思っています。

井戸川：この事故は福島県の双葉地方の事故ではないんですよ。人類の事故であって、地球上で起きた世界最大の事故なんです。それを検察が動かないと言ったときに、果たして国際的な信用というのはあるんでしょうかね、得られるんでしょうか。これで得られる

とすれば素晴らしい国際社会かなと思うんですが（会場、笑い）。皆さんもどうでしょうね。（会場、拍手）

賠償問題をちょっと話させて頂きますと、賠償は、東電が用意したシナリオだと東電はスムーズに入れます。これは誰だってそうですよね。今それが進行しているんですよ。原発ADR（原子力損害賠償紛争解決センター）っていうのを經由すると、なかなかウンと言わないんですよ。はかどらない。結局、避難した方は職業がない、収入がないから、当然東電のシナリオのほうにいつてしまう。追い込まれてますからね。そういうことで、このままいくとですね、弁護士さんは廃業せざるを得ないんじゃないでしょうか（会場、苦笑）。これからの損害賠償の前例となってますね、加害者が作ったシナリオに、皆さん笑いごとじゃないんですよ、皆さん方にもそれが影響するんですから、加害者側が作ったシナリオのルールに準じなければ払いませんっていう、これがまかり通ってるんです、今のわれわれにおいては。だから憲法に守られてないと先ほど言いましたけど、先生、ここがんばって頂かないと、先生、無職になりますよ。

（会場、笑い）

宇都宮：まさにそうですね。やはりがんばりどころだと思います。この解決の仕方が、同じような事件、あるいはこれは最大の事件ですから、その解決の仕方がそれ以外の損害賠償事件とか、企業を相手にした裁判とか、国を相手にした裁判、こういうところに全部影響してくると思いますね。そうだからこそ、これは相当力を入れて、やはり弁護士グループは被害者と一体となってますね、最後までしっかり関わなきやいけないと思ってます。

井戸川：よろしくお願ひします。

第二部 未来を語る

マエキタ： それでは、始めさせていただきます。では、質問は徐々に集まって来るので、今のうちにおふたりで、せっかく会えたから、もう話したいこといっぱいあってって、井戸川さんおっしゃってたこと、もう聞きましたか、全部？

民主主義の基本は「当事者の声を聞く」である

井戸川： いや、今もね、楽屋で話に出ましたけど、福島で疎開裁判やってますけども、これが広がらないってこと自体が、どうも私はおかしいなというふうに思ってるんですね。

先ほど言いました99%と1%。私の町も、7,000人の町で1%ぐらいの町民がですね、いや、役場の職員が町民対応してるんですけど、ここはあまりにもその開きが大きくて、それゆえに秘密とか、あるいは不作為が発生したり、いろんなことをすると思うんですね。そろそろ国民が「この仕事はもう国民がやるから、寄せせ」と「われわれが負担してやるから、われわれの責任でやるから寄せせ」って言うことによって、公務員の負担軽減と公明さというか、介入することによって秘密ができなくなる。こういう制度を今後構築していかないと、疎開裁判を起こすこと自体が私はナンセンスだと思うんですよ。あるいは、やっぱり先ほども言いましたように、住んでない、よそから来た医学者が「安全だ」って言って、住んでいる住民が「不安だから避難させろ」って言って、裁判を起こしているんですね。この不合理さというか、この、私、本当に腹立たしいんですけど、先生どうでしょうか？

宇都宮： 先ほど、井戸川さんの「民主主義の構造的腐敗」ですか、そういうことを言われておりましたけれど。私、民主主義の基本と

というのは「当事者の声を聞く」っていうことだと思うんですね。ところが国会でいろんな法律が議論されたり、立法されたりするんですけど、日本の国会というのはあまり当事者の意見を聞かないんですよ。これは非常に問題だと思うんですね。先ほど、井戸川さんが政府の対策会議、そこの中に被害者が入っていない、被害者の声を聞いていないと言っていましたけど、それは民主主義的な国家・社会では当然聞くべきだと思うんですね。

脱原発だけではなく、脱被ばくを

宇都宮：実は私、今「反貧困ネットワーク」の代表をやって、生活保護の基準の切り下げですね、これ、3年間で670億円削減すると。過去でも最大幅の引き下げなんです。生活保護利用者は、今、200万人を超えてるんですけど、この人たちの意見を全く聞かないままにですね、そういう政策が決定されようとしている。こういうこと自体が非常におかしいと思うのと、今、ちょうど、私、『週刊金曜日』の編集委員もしてるんでちょっと宣伝させて頂くと、今年の3月1日号にですね、福島大学の準教授の荒木田さんという方が、「脱原発ではなく、脱被ばくを」ということを訴えられてますよね。この訴えは非常に重要な訴えなんじゃないかなと思います。一般的に、原発をなくすとかそういうことだけではなくてですね、現に原発で被ばくされてる人がいる。その被ばくをどうなくすかということが、もっと運動なんかでも重点的に取り上げられなきゃいけないんじゃないかということを描かれる文章が載ってまして、これは非常に重要だなと。

それで日本政府によれば、元々被ばくの基準は1ミリシーベルト(mSv/y)だったんですね。これがいつの間にか20ミリシーベルトになった。実は私、日弁連の会長をしたときにですね、会長の片

腕っていうのが、まあ内閣でいえば官房長官みたいな仕事をする事務総長を海渡雄一さんという人をお願いしたんです。海渡弁護士はずっと原発訴訟をやって来てるんですね。それで、一方でそういう原発の差し止めだけではなくて、原発で働いている労働者の労災訴訟を彼は何件もやってるんです。この海渡弁護士の話によりますと、年間 5 ミリシーベルトの被ばくを受けながら 8 年間ぐらい原発の現場で働いてた人、つまり 8 年間だと 40 ミリですかね、5 ミリシーベルトが 8 年間で。それで白血病を発症した人がいるんですね。これが労災として認められているんですよ。

ところが 20 ミリシーベルトというのはその 4 倍ですよ。しかもそういうことが一時、子どもに対してまで文科省は 20 ミリシーベルトまで容認するような、最初、事故直後にですね、そういう判断をしましたので、たまたま海渡さんが事務総長にいましたので、日弁連は猛烈に抗議をしたんですね。つまり、5 ミリシーベルトですら、そういう大人の労働者が白血病を発症させているのに、子どもに対して 20 ミリシーベルトなんてとんでもないことである、ということで、そのあと文科省のほうは「できるだけ 1 ミリシーベルトを目指す」というように変えたんです。でも、今も、帰宅困難地域の解除の基準が 20 ミリシーベルトになってるわけですね。これも何か非常に変なことで。

私は基本的に 1 ミリシーベルトを超える場合は、そういう状況に置かれている住民は避難する権利があると。それを、避難した場合に、自主避難者に対しては一切の補償とかをやらないような風潮になってますけど、それでも残る人と避難する人は平等にですね、支援の対象にすべきであると。避難するかどうか自己決定権があるんだということを明確にすべきだと思うんですけど。

日本では、内部被ばくや食品の調査がきちんと行われていない

宇都宮：この被ばくに対する健康調査とか、それから当然内部被ばく、ホールボディーカウンターってあるんですけど、そういうのはチェルノブイリでも随分経験してることではないかと思えますし、事故直後に NHK で、チェルノブイリの関係で、向こうから女性のお医者さんが来て、チェルノブイリの事故の現状を話す中で、チェルノブイリの場合は、例えば食べ物なんかでもすぐ簡単に放射線の被ばく量が算定できるようなものが、どこでも置いてある。子どもはすぐにホールボディーカウンターで内部被ばくが調査できるようになっている。こういうことが過去に起こっているにも関わらず、直ちにそういう体制がとられていないというのは、なんでだろう、ということですね。そこが非常に問題ですよ。

チェルノブイリであれだけしっかり健康調査をやられているのに、日本で未だにそれがしっかりやられていない。放射線の被ばくというのは、長期的に経過をきちっと観察していかないといけないので、やはり定期的な健康診断とかは非常に重要なことだと思います。ましてや子どもたちが将来日本を背負っていくことになるわけですから、あるいは福島復活と言ってもですね、そういう子どもたちに掛かっているわけですから。子どもたちの健康調査とか、それをきっちりやる体制を早急に作るべきだと思うんですけど。その辺の体制が、今どうなっているのかっていうのは井戸川さん、ご存じですか。今、福島県として健康調査はどうなっているのか。それからそういう機械ですね、健康調査をする機械なんかの普及ってのはどんな状況なんでしょうか。

井戸川：私は、ヨ一素反応というのは 8 日間がリミットということで、分かっていたので、事故当時からですね、東電・国・福島県には、被ばくの、いわゆる初期被ばくのチェックをお願いしてき

ました。これはもう内閣府の要職にある方にも、しょっちゅう話していましたから、恐らく菅総理も知っていたと思うんですね、私が強く求めているっていうことは。しかし、やろうとしていないことについて、私は疑義を感じたんですね。「あっ、これは酷いことになるな」と思ったのは、要するに、遅れて福島県で、ほどなく始まったんですね、WBC 検査、ホールボディチェックの検査が始まったんですけど、「全く影響ありません」という回答なんです。全く影響のないところまで追い込んでおいて、自然減衰をさせるところまで追い込んでおいて「ありません」というやり方だったと、私は思っているんです。

人が住めない汚染地に福島県民は住まわされている

井戸川：1 ミリシーベルト (mSv/y) については、あの「人形峠の残土事件」¹⁴の裁判記録に残っていて、原告が下級審で勝訴しているんです。だけど国が、当時の動燃¹⁵がですね、上告して最高裁までいきましたけど全部却下っていか、原告勝訴で、最高裁までいったのは一回目の判決文がずっと上まで上がって行って、そのまま結審して、国が敗訴したんですね。そこまで国は執拗にやったんですけど、やはり 1 ミリシーベルトが一般公衆の限度であるということを経験所は判例に残しているんですね。しかし、これを言うと、何かこう、ICRP (国際放射線防護委員会)¹⁶っていうのを持ち出されてきて、国側はですね、環境省あたりがそういうのを持ってきて、訳分かんない連中が持ってきて、強いことを言うんですよ。

「じゃあ、しからば 20 ミリシーベルトで分かった」と、「20 ミリシーベルトでもいいから、あなた方が、それを主張するあなた方が家族と一緒に先に住みなさい」と言うと、誰ひとり私の前で「はい」と言ったのはいないです。顔を赤らめて「いやー、それは、家族と

まだ相談していないから」とか、「いやー、なんだ」とか言って（会場、失笑）、いやこれは笑い話じゃなくて、本当ですよ。そういう環境に置かれてること自体が、これが本当の、今回の大きなクエスチョンなんです。

なぜ、その環境に福島県民を置かなければならないのかということとをまずひも解いていくとですね、避難をさせた場合の苦労とか、避難をさせた場合の行政側の大変さを考えると、避難させないほうがいいのかという判断にもし至ったとすればですね、これはそれを決めた、その判断をした人は、大変、こう犯罪的になると私は思っているんです。犯罪者だと思いうんです。だから、20 ミリシーベルトを守ろうとするのは、福島県内の大方の地域が今なお、20 ミリシーベルトの所に人を住まわせているということが、私は原点にあるだろうと、そんなふうにして、疑って、まあ、自分、個人としてですよ、疑っているんです。酷い話だと思いうんです。誰かの為政者の判断で、もしそれがそうだとすればですね、とんでもないことを今福島県民はされて、疎開裁判が起きているということ。

1 ミリシーベルトでも良くはないんです。ドイツの場合は 0.3 ミリシーベルトというふうに言われてますしね。あと食べ物では大人が8 ベクレル(Bq/Kg)で、子どもは4 ベクレル以内ですってことを言われているんです。日本の場合は、非常に、誰がそれを決めるのかというのは、先ほども申し上げましたように、災害対策本部の議論にわれわれが参加させて頂いていけばですね、このような議論はします。そうしますと、もしこれを拒否すればですね、「あなたが住みなさい」という話、私は必ず言いますから、そして、「じゃあ、住みます」と言えば、それはそれで良いですよ、だけど未だにひとりとして「住む」と言った政府の災対本部の職員はいませんので、住めないことを彼らは分かってやっっているんです。酷い話ですね。宇都宮：それは、正に犯罪的だと思いうんです。これはさらに、最近、

若干、一般誌でも報道されたし、『週刊金曜日』でもかなりこの点は報道されたんですけど。福島県が18歳以下の子どもたちの健康調査をやって、3万8千人の中で甲状腺ガンが見つかった人が3人、疑いが濃い人が7人。つまり10人の子どもがですね、甲状腺ガンの可能性があるということで、通常の甲状腺ガンの発生率は、100万人に1人とされているので、その250倍だという結果が出ているということなんです。これは福島県内に住んでおられる方には、大変心配な数字じゃないかと思うんですけど、これ、どういうふうにこの結果を受け止めておられるんでしょうか。

SPEEDIの情報があれば、放射能を逃れて避難できた

井戸川：私がなぜ埼玉まで距離を置いたかというのは、地震の最中に思ったことなんです。それは、きっと情報は後出しにされる、間違った情報を教えられるっていうふうに、直感的に判断したんですね。したがって、この放射能からは、後で「ごめんなさい」って言われて終わられたくないんで、とにかく離そう、町民を離そうという思いで、遠くへ町民を引っ張って来たんです。ただ、これからは心配ですね。これからは、私とは全く違う町長が就任しましたから、町民を県内に戻そうとするかも知れません。しかし、そのとき私はですね、連れてきた町民が希望していくのであれば別ですけど、そうでない希望をした場合、こちらに残りたいと希望した場合、それでも強制的にもっていこうとすればですね、確約をとろうと思っているんですね。被ばくしたときの全責任をとるような一筆をとっておきたいと、そんなふうに考えています。それからまた、これから発展的に私、まだまだいろんな所でしゃべっていきますけども、県内に戻そうとする、もしその為政者が私の前に現れたらば、その人にはっきりと責任の担保を求めていきたいと、そんなふうに考えて

おります。

まずもって被ばくの問題は、過去に「毎日新聞」で、第一面に出ましたけど、秘密会議を福島県の医大ではやっているんですね。ないことにしている。あの SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の情報だっただけで出さなかったですね。あれすら私が見ていれば、あのような経路をたどって町民を避難させませんでした。その違う所に、方向を目指して避難させたかったんですけど、そのときは風があのように吹くとは想像できませんでした。したがって、放射能の風の方向に町民を避難させてしまった、その思いは今でも残念でならないんですね。町民に申し訳ないという思いを今でもいっぱい持ってます。これをですね、そうさせておきながら平然としているのが、私の目の前にいることが許されない。ただ、今日はお名前は申し上げられませんが、本当に責任のある方が、秘密会議をやって、被ばく問題を矮小化している。3人、合計10人だけではないんですよ。

すでに甲状腺のガンを初めとする体調不良が起こっている

井戸川：昨日会った浪江町民は、「私は、死ぬ思いで手術したんだー」。で、「ああ、それは大変だね」って言ったら、「いや町長」、元町長を町長って言うんですけど、「町長、俺ばかりでない。いっぱいいるよ」って話を聞いたんですよ。「あっそうか、じゃその数教えてくれ」って言いました。

我が双葉町民にもですね、ちょっと遠く離れて関西のほうに避難している町民が、若くないんですよ、子どもに限らずです、甲状腺のガンっていうのは発症しますから、もう手術を受けているんですよ。肺ガンでも手術を受けていますし、いろんな方がいっぱいいますけど、それをその総括しているのが外部から来て「ニコニコ笑っ

ていれば平気だ」っていうのが、君臨している福島医大なんですよ。それが発表していることについては、私は全く信用していません。だからもっともっと、実際はもうすでに多くの方が放射能によって被害を受けられていると思います。

若い方、若くて元気でばんばん働く方が、ある日突然、心筋梗塞で亡くなります。これも被ばくの影響です。それから、どうも疲れる、疲れを感じるんだ、最近疲れるなー。これも被ばくの影響です。ものすごく影響ありますから。この発表以上に何倍か掛けなければならないと思っています。

検討委員会の山下座長の発言は ABCC 委員会と放影研の影響による

宇都宮：それで今のその調査をしている福島医大の検討委員会の座長の、山下座長なんですが、県のほうから。(会場、笑い、拍手)

井戸川：あの一、拍手が起きるぐらい、あの。

マエキタ：せっかく、隠したのにねー (会場、笑い)。「言いませんけど」って言ったのに、言っちゃて。

井戸川：いや、ほんとに。ほんとにミスター山下はですね (会場、笑い)、困った人ですよ。福島県にはいませんね。ただ彼を招へいした人がいるんですよ、県内にね。何の意味で招へいしたんでしょうかね。これから段々とその実態も明らかにされるんじゃないんでしょうか。彼が主導することは、要するに ABCC 委員会 (原爆傷害調査委員会) の影響と放影研 (放射線影響研究所) の影響、そしていろんな閥の影響でですね、彼はそういう教育を受けたんでしょうから。しかし、今の福島県には彼はいません。(会場、拍手)

宇都宮：今の甲状腺ガンの結果についても、チェルノブイリでは 4 年後に甲状腺ガンが発見された。だから今回のは原発事故と因果関係があるとは考えられない、大したことないと否定していますよね、

座長自らがね。

井戸川：彼がいろんな所で言いました。福島原発事故で言うことばと、つまり以前のことばと全く違うことは、皆さんご承知でしょうから。その関係ないと言ったことに対しても、しっかりとした立証を彼に求めなければなりませんけども、言わせっぱなしなんですね、われわれが。やはり、すべて証拠を提示して、そうでないということを出させないといけないなと思っておりますけど、如何せん私は、会いたくもしゃべりたくもないもんですから（会場、笑い）、なんせしゃべる機会はないと思っておりますけども。やはり国民の皆さんもですね、「誰誰先生が言ったからそれが正しいんだ」じゃなくて、やっぱりその、誰かがそれを証明してくれるとか、これ「追視」って言いますがね、追視してくれるとか、あるいはそれを第三者的に証明してくれるとか、あるいはそれだけの確固たる実績が過去にあることを言うべきであって。

発症はですね、私はもうあの初期被ばくするときからこういう声になっちゃたんです。前はもっと、声ってのは一筋の声だったんですけど、今、プチプチとこう、声が出るようになって、喉が痛いんですね。2日間以上、福島県内にいると喉がヒリヒリします。そしてもっと我慢すると喉の中で出血が起こります。これがまだ4年も経たないうちですね。この辺（編集注：口と鼻の周りを指して）が私、年中具合が悪いんですね。これもやっぱりあの初期被ばくの影響だと私は自分では思っているんですけども。これ、当事者が決めるべきですよ、それは。関係ない人が、「4年経ってどうのこうの」というものではないと思います。

マエキタ：科学者と言われてる人が、非科学的な根拠を、何を根拠にそんなことを言っているの？ということですよ。逃がさないように、きちんと明らかにしていくように、お膳立てをマスコミの人、マスじゃなくて、ミニコミの人もしていきたいと思っております。

宇都宮：今の健康調査は、原子力、原発の安全性を言っている学者、原子力ムラの学者と似ているところがありますよね。

マエキタ：ムラの住民という。

宇都宮：同じね。

東電、資源エネルギー庁、規制庁から、双葉郡の安全についての回答がない

マエキタ：質問が寄せられているので、よいでしょうか。

井戸川さん。「福島原発災害被害者の公人として、唯一被害の甚大さを、特に被ばく、健康被害の深刻さを公に訴えておられるように井戸川さんは見えるのですが、ほかの被災自治体、首長や県の行政担当と、思いを同じく、同じ行動をとろうという方、同志がいるでしょうか。福島県民の共闘、国や東電への責任を一緒に追求をしようという、その盛り上がりが発生していないのを不思議に思います。」発生していないのでしょうかっていうことだと思んですけど。「不思議だ」と。「のように見える」と。東京のお住まいの方ですが。

井戸川：はい、簡単にお答えいたします。そのように見られるとおりでございます。私は8ヶ町村（双葉郡）の中で浮いた存在であります。1人対7人でした。要するに、1ミリシーベルト(mSv/y)の話を出したときに、こう言われました、皆さんから。今さらその話を出してくれるなと言われました。で、彼らがとってる行動は、今、双葉郡にそれぞれの町に住民を戻そうとしています。

先ごろ行われました、衆議院第二議員会館での4号機の議論の中で、出席した皆さんから、東京電力、資源エネルギー庁、規制庁、この方たちが、質問されても明確な答えが出せません、安全についてですよ。安全について、明確な回答ができない議論をやってました。そこで私が最後に聞きました。今、この安全の議論をしっかりと

やってるのに答えられないということは、答えられない状態に今なっているんだな、と。そこの所になぜ双葉郡民を国は戻そうとしているか、しゃべってくれ、と。名指しでやりましたけど、「私は担当じゃないからしゃべれません」ということを言われました。じゃあ、しゃべれないということは、安心でない、安全でないということでもいいのかと言ったら、「しゃべれません」ということでした。したがって、安全でない所に、今、郡内の首長さんたちは、自分の町村民を戻そうとしているんですね。

4号機の問題については皆さんも本当に怖いでしょう。世界的にも怖がってますよね。その怖い議論をしたんです。本当にコンクリートの強度ってあるのかとか、今、燃料取り出しといってもそんなに簡単じゃないだろうと。時間がかかることだろうと。使用済み燃料の扱ってのはそんなに簡単じゃないよと。専門家の方からいくわけです、質問が。専門家でない国の職員たちが答えられるわけありませんよね。そういうことの議論の中に首長さんが入ってないために、私と議論があうことは決してなかったですね。

放射線管理区域 C 区域の福島に、若い人は入ってほしくない

マエキタ：続けて、井戸川さんに。「私は福島県出身の大学3年生です。将来は公務員として、福島県庁の職員になって福島を支えていきたいなと思っています。質問です。井戸川さんが福島県の職員に望むことはなんですか。些細なことでもよいので、何かありましたら教えてください」。

井戸川：私がこのようなことを叫ぶようになってですね、福島県庁に入ると、見知らぬ若い職員から頭を下げられました。ことばはありませんが、会釈をもらいました。今までなかったんですね。おそらく、本当のことを言ってくれ、もっと言ってくれっていうシグナ

ルだというふうに私は思いました（会場、拍手）。

だから、今後、県職員を望まれると、希望されるということは、大変勇気のあることだと思います。しかし、そのような勇気のある方が、そしてこれから福島県を背負っていくそういう若い方に、フィールドとして、やはり放射能のない環境を用意して受け入れるべきであろうと、そんなふうに思います（会場、拍手）。

現状では、福島県内の放射能のレベルは、事故前の東京電力の構内で働くときの管理区域 ABCD のランクがありますが、C ランクです。C ランクっていうのは全面マスクです、そして全く白装束で、手足を表に出さない状態が C ランクです。その C ランクが福島、郡山に至る所に存在しています。そこで、マスクもしない子どもたちが遊んでるんです。生活しています。そこに、今質問された方がこれから入ることに対して、私は反対です。（会場、拍手）

被害者は集団的な原告団を組織して損害賠償請求を

マエキタ：次の質問はおふたりに。「損害賠償・被災者経済支援を総合的に進めていくにはどうすればよいか。具体的な切り口をお聞かせください」。文京区、船橋淳¹⁷さん。（会場、柔らかな笑い）

宇都宮：先ほどお話をしましたけど、2年経って、東電との交渉とか、それから原子力損害賠償紛争解決センター、「原発 ADR」ですね、その交渉だけではだめだということで、集団的な提訴が行われています。できるだけ、先ほど井戸川さんも、被害者はまとまって、何人もまとまるべきだと、ばらばらではだめだということを言われましたけど、やはり、その損害賠償をする被害者がグループを作ってますね、集団的に訴訟をやることは非常に重要じゃないかと思います。個々、もちろん裁判というのはひとりでもできますし、ひとりの被害者が、ある弁護士を依頼してできるんですけど、できるだけ

集団的に行う。そのほうが被害実態も、裁判所に明確に分かりますし、立証も容易ですし、それから同じひとつの原因で発生した被害ですので、できるだけ集団的な原告団を組織してですね、そして一緒に闘っていく、そういう体制を作ることが非常に重要でないかと思っております。

井戸川：はい、ここまで私もですね、やってきて、この問題、地震に揺られながら考えたことです。地震発生時に考えたことです。非常にやっかいな問題で、時間のかかる問題になってしまったなど。必ずこの地震では原発は壊れるということを思いながら、車の中で地震の過ぎるのを待っていました。現実的にわれわれはですね、とんでもない局面に立たされているんですけど、事故が起こる前までの私たちの感情を申し上げますと、東京電力っていう巨大企業と国が原発政策をやっているんだから、何にも心配することないと。どんなことが起きてもちゃんとやってくれるだろうということが、誘致した双葉郡の郡民のすべてのことばでした。最後はなんとかやってくれると。しかし今は、そういうように思っている方は皆無だと思えます。

したがって、やはり選挙権という保障されたものがあるんですね、その選挙権を行使しないまま、言われるとおりにやってしまう方も何人か、割合からいうとかなり多いかもしれません、いるでしょう。しかしどうしても自分の信念を曲げられない、がんばらなければならないという方は、やはり団結していろんな問題を提起して請求すべきだというふうに思います。

この問題は、いわゆる原子力発電所を誘致している地元の、いわゆる双葉郡以外の方、他県の原発を誘致している方がここに来られているとすればですね、原子力損害賠償法、あるいは支援機構法、あるいはもろもろの法律というのは、発電所を持っている事業者に有利にできております。非常に巧妙に、しかも、したたかに作られ

ております。

損害賠償支援機構法という中の、目的の中に、「原子力発電所の安定運転を資することを目的とする」ということばが謳われているんですね。目的ですよ。損害賠償支援機構法ってのは、皆さんも、ことばどおり、東京電力が賠償にお金を使うんだろうということでご理解されている方が圧倒的だと思いますけど、その法律の目的のところに、前文の目的のところに、「原子力発電所の安定運転に資することを目的とする」ということばが謳われているということは、原発を守るんだよと、この支援機構法は。賠償するというでないんだということが書かれているんですね。このようなことを書かれていて、非常に不合理な不条理な状況に追い込まれてますんで、ご質問のとおりですね、これから、やっぱり受けた損害は、受けたマイナスですね、マイナスの部分は、ちゃんとゼロに戻してもらい取り組みを私はしないとイケないと思うし、そういう声が町民からも起こってきております。(会場、拍手)

国民・市民の世論として検察を動かし、検察審議会に訴える

マエキタ：では、宇都宮さんに。「刑事訴訟で検察を動かす最も効果的な方法はなんでしょう。」続けてもうひとつ。「検察がアクションをとらない場合、市民法廷という発想で東電などを裁くことは考えられますか。ベトナム戦争のときにはラッセル法廷¹⁸がありました」と。

宇都宮：市民法廷なんかは、いろいろ武藤¹⁹さんなんかもすでにやられているんじゃないかと思いますが。市民法廷は強制力がありませんのでね。

だからまず当面は、検察を動かすために、やっぱりその問題に対する国民・市民の関心が非常に強いんだということですね、知ら

しめないとだめですよ。もう忘れちゃったとか、あるいはもう済んだことだということじゃなくて、今、現在進行形で、多いにみんな関心を持っているんだ。これをどう検察に伝えるかですね。それから、検察で万、万が一ね、不起訴になった場合²⁰は、もうひとつの手としては、検察審査会に訴えるという方法があります。

マエキタ：小沢さんだけじゃなくて。(会場、笑い)

宇都宮：強制起訴ですね。これは、この次の手としてはあるんですけど、まずはやっぱりこれだけの重大事故で、しかも福島県の人は今も15万7千人、16万人近くですか、避難して、県外に6万人近くの人が避難生活を送っている。その中には震災関連死も相当出てますよね。こういう重大事故に対して、なんら刑事責任を問われないというのは、非常に問題だと思うんですね。やっぱりそういう重い責任があるということをしっかり検察のほうも考えてですね、ちゃんと国民の期待に答えるべきだと思います。

マエキタ：つまり、問われた状態にしておくのではなく、問うていこう、と。原告団になって。

宇都宮：そういうことですね。この前も、そういう要請行動を福島地検とか東京地検にやられているようですので、やっぱりそういう原告団になった人の行動とか、またそれを応援する国民・市民の世論というのが非常に重要ではないかと思えますね。

依存体質のおまかせ民主主義から脱却する必要がある

井戸川：私はいろんなところからですね、「何を、何がほしいんですか」とよく聞かれるんですね。で、答えるのは、「水戸黄門がほしい」ってよく言うんですよ(会場、笑い)。この紋章が目に入らぬかという。この役割を担う方が日本にいないんです。おいおい、いい加減にしろよと。限界を越えてるんじゃないか。どれどれ、どう見ても

法律だけじゃなくて、倫理的な判断もあるんじゃないかと。人道上の判断もあるんじゃないかという、こういう皆さんの声がほしいんです。よろしくお願いします。(会場、拍手)

マエキタ：よく、水戸黄門の「この紋所^{もんじょ}が目に入らぬか」というのは、大きな上位概念の権力に依存する日本人のメンタリティの弱さと例えられることが多いんですけど、そうではなくて、それこそが国民なのだと、国民がこの紋所になる。それは人に依存する、人の大きな力やリーダーシップをあてにするんじゃないでなくて、一人ひとりが団結あるいは寄りあうことで権力を行使する、と、権力になるっていうことをやってほしいっていうふうに、私、理解してよろしいでしょうか。

井戸川：はい。今、日本は弱体化していると思うんですね。本当に、こう、依存体質のおまかせ民主主義のなれの果てなのかなど。この原発事故もそうですね。事故を起こさないということも、ことばだけを信用して、現場を確認しませんでした。われわれもそれは責任あります。だけど検査するだけのすべがありませんでしたので、できませんでしたが、ことばを信じてしまった。しかしここでひとつ日本という国は、切り替える。原発事故から学んだために、国民力が高まった。国民の皆さんの声がどうも通らないと国政は進まないんだという、そういうことを私は言いたいもんですから、今、マエキタさんの言うとおりに、皆さんの一人ひとりの力が私にはほしいと思います。(会場、拍手)

二行半の文字だけの辞任要求が来て、不信任が一気に決議された

マエキタ：「圧力かけられたりしてないですか」(会場、笑い) っていう質問が何か混ざってましたけど。井戸川さんを心配してのご質問でしたが。

井戸川：ちょっと私には、今分かりませんが、ただ、不信任の
ですね、原因がよく私には納得できないですね。本当に、こう何か、
にわかにならした不信任が一気に決議されてしまったと。あの辺が、
それが圧力じゃないかというふうに見える人もいますよ。

「辞めてくれ」という要求が議会の全員から来たんですね。これ
は皆さん、古い方は、三行半で家を出なければならなかったお嫁さ
んがですね、私は二行半なんです（会場、笑い）。二行半の文字を
書いただけの「辞めて下さい」という辞任要求が来たんですね。そ
れに対して、これだけじゃ私は辞める決断、何の判断もできないと、
判断するためにも証拠を出してくれと言ったんです、議会側に。そ
したら証拠はありませんって言うんですね。そのあげくに、あれ、
決議したんですよ。

だから、そういうことが今の議会制民主主義の中で、じゃあ、あ
の 8 人の方たちが、多くの町民の同意を得て、彼らが本当に町民の
声を聞いてやったのかどうか、私は疑わしいと思うんですけどね。
よく「町民の声を聞け、聞け」って言いながらですね、彼らは本当
に聞いたのかどうか分かりません。本当にこう、圧力っていうか、
どういうことでしょうか。ああ言えばこう言うってことで、皆さんこ
う、私を見て、ある程度の勉強を、下調べをしながら臨んでますの
で、ああ言えばこう言うふうになっちゃうんで、おそらく政府の方
も私の前に来ると、行儀がいいんですよ。環境省の方もエネ庁の
方も本当に、東京電力もそうですけど、毅然としているんですよ、
緊張感があって。で、今、状況はどうだと聞くと、「やー、ゆったり
していますよ」と。「あー、やれやれ」、やっぱり彼らもほっとした
のかなと。そんなふうに思ってますから、それが見えない圧力だっ
たんでしょうね。

無関心層に問いかけて脱原発運動を広げていく

マエキタ：圧力かけられたかどうか分からないけど、井戸川さんは
キツネにつままれたままだというような、ふうにお見受けします。
もう終わりの時間なんですけど、「どうしたらいいですか？ 私たち何

したらいい？」今、井戸川さんにお答え頂きましたけど、宇都宮さんからも頂けますでしょうか。「何したらいい？」

宇都宮：やはりこの脱原発運動というものがですね、この原発事故で被害にあった被害者と向き合った運動でないとだめなんじゃないかと思うんですね。先ほどもちょっと紹介しましたが、脱原発だけじゃなくて脱被ばくということで、今こういう被害にあってる方、その人たちの状況と向き合いながら脱原発運動を進めるということが、非常に重要なんじゃないかと。

そういう面では、今メディアはだんだん3月11日が近づいてきたらですね、被害者の実態なんかは報道するようになってくると思いますが、やはりそれではだめで、恒常的に私たちの運動自身が福島のことを忘れてはだめだと、福島を支援する、こういうことをやりながら政府の原子力政策を転換すると。つなげていかないと、運動自体が尻すぼみになるのではないかと。それで福島を支援するということ、この被害自体はなくなりませんのでね、やはりそのことが非常に、この脱原発運動を継続するうえでも重要なんじゃないかと。だから、メディアの方も今日来られているかもしれませんが、それからマエキタさん、新しいそのメディアを始めると。

マエキタ：「デモクラ TV」。

宇都宮：だから、ぜひ福島を支援する実態をですね、それを伝えると。この前の、私、選挙とか市民選挙を見て感じたのは、政府のアンケートを見ると脱原発賛成の人は7割か8割なのに、結果として、原発を維持する自民党が政権を取っちゃったわけですね。

マエキタ：投票に結びついてないということですね。

宇都宮：だからそれは、私はひとつは温度差がかなりあるんだろうと思います。官邸前行動とか「さよなら原発」の集会に集まっている人、それからやっぱり福島を支援するにあつた人は、脱原発って明確なんでしょうか。ただそうじゃない人もたくさんいて、ア

ンケートで聞かれれば脱原発に「○」なんだけど、だけどそれでもう、原発がなければ電気代上がるよって言ったら動揺しちゃう人がかなり。で、そういう人たちに、福島の実態、これでも無関心でいられますかと、これでいいんですかと。あるいは、もう一回事故が起こったらどうなりますかと。あなたの子どもさんとかお孫さんどうなりますか。日本の社会はこれでいいのか。自分の問題としてやっぱり問いかけていくようなですね、無関心層に対して運動をもう少し広げていく、それが問われているんじゃないかと思うんですね。それがこれからのわれわれの役割だと思いますね。

(会場、拍手)

マエキタ：ありがとうございます。

野積みにされている仮設の汚染水タンクの水漏れが心配

井戸川：国連人権理事会のご質問ですが、これ6月に判断されますので、まだ今のところ分かりませんが、スイスのほうでは私どもと一緒に動いてくれた方がいろいろと動いてきてくれます。ときどき報告²¹をもらってます。私たちは何をすればいいのかということですが、やはり本当のことを知って頂く、知る努力をして頂きたいと思います。まず、何を知って頂きたいかというのはですね、今、第一原子力発電所でどんなことが起きているかということ、世界に例のないレベル7のままなんですね。事故収束なんてばかなことを言った総理もいたけども、あれは全くばかですね(会場、笑い)、現場を確認していませんから。いまだに放射能が出ているわけですから、収束に至ってない。

しかも一番怖いのが、現役世代がどんどんと定年を迎えていって行くんです。それは原発に長いことお世話になって働いてきた恩返しのつもりで今働いている世代の方が、どんどんと退職、定年退職の

時期に来て、その後継者がいないんです。自分の子どもたちをもうあの危険な所に就職させようという親はいませんから。そしたら技術の伝承っていうのが非常に危ういんですね。この前のネズミの問題²²からして、最近も起こっていますけど、私が非常に危険と思っているのは、人材の枯渇です。頭数を入れただけで原発なんか収束、完全収束できませんから、今の現状を維持することすらも私は大変だと思います。

あの大きな水タンク、2,000 トン入るんでしょうか、あのタンクだって鉄製なんですよ。どっかでピンホールがあって、そこに集中的に電流が走ると、たちまち穴が空いちゃうんです。穴が空いてあのタンクから水漏れが始まったら、これはですね、魚のたまごは子どもが生まれるときに、申し合わせたように、ポロポロポロポロ生まれますけど、事故が起きるときって、運悪く、申し合わせたように起きてしまうんです。

私は野積みされている汚水のね、汚染水のあのタンクのゆくえを非常に心配しています。中から穴が空いて、止めるっていうのは、一旦空にしないと止められないんですよ。中に入らないと。外からはなかなかできません。水が入ってて溶接するってのはなかなかむずかしいですから。だから、相当考えてはいると思いますけども、そういう対応をしなければなりませんし、上を見ますと、もう航空写真で見ると錆びてますから、錆がどのぐらい浸食するのか分かりませんし、なんせその、人的な問題、すべてが仮設であるということ。

それを考えたときに、皆さんはこれからどこに避難されるかを考えているのかいないのか、人ごとのようにあの事故を思っているのかどうか、これはとんでもないことですから、我がことと思って事故を観察して頂きたい。そして自分はこのあとどうすべきかということ、被ばくの問題、低線量被ばくだって何だって、被ばく

は危険ですから、放射能を含んだものを食べないようにするにはどうするのか。あるいは、(放射性物質を) 空気から呼吸して取り入れて、肺ガンをどうするのか。自己防衛をされているのかどうか、私は皆さんに逆に聞きたいと思います。聞く時間がありませんから、私のほうから一方的にしゃべりますけども。自己防衛をして頂きたいと思います。

マエキタ：ありがとうございます。

一匹のネズミが起こす事故を予知できるプロがない

宇都宮：ただ、普通、原発というのは現代の科学の粋を集めたそういう発電所だと思っていたのが、たかがネズミ一匹で変になっちゃって、危ないことになっていたという、これ大丈夫かなという。びっくりしました。

マエキタ：黒こげのネズミを何回も見せるのやめてほしいと。ネズミがかわいそうだと思って、ネズミどころじゃないですけど。ほんとに。

宇都宮：ネズミどころじゃないですけども。本当に何か幼稚なシステムだなと、ね。

マエキタ：全く、みんなの想像と違うところにいつてしまっている。

井戸川：あの状況を予知することを、気がつくことができるプロがいなくなったという証であります。

マエキタ：なるほど。

井戸川：たった一匹のネズミじゃなくて、一匹のネズミ、あるいは、昨日かおとといですか、金網を張ってて接触して、漏電させて止めてしまった。それだって、電気をよく分かる人間であれば、距離、「

「離隔」^{りかく}って言うんですね、距離を保ちながら仕事をしたと思いますが、プロがないという証であります。

マエキタ：なるほど。

井戸川：あの現象そのものを聞き流さないように、私は非常に危険だと思いながら見てますので、皆さんも聞き逃さないように、些細なことに気がつくことが、大切です。気付くことで、事故の未然防止につながるわけですね。

こういう些細なことを、私は事故前に、保安院の方たち、審議官が来られたときに、役場の応接室でお茶を飲みながら談義しました。で、「誰誰さん、モーターってどんな回転しているか分かってますか？」って聞いたんですね。これは非常に答えるのがむずかしかったでしょう。「分かりません」って言ってね、それは正解だったんですね。ベアリングが減ることによって、^{まっしん}真直で回っているんじゃない、横起きのモーターってのは、ベアリングが減ると、少しこう、こういう（編集注：指で不規則に回る様子を描きながら）、極端に言うところ、こういう回り方をするんですね。そうすると振動とかいろんな問題が発生して、故障につながるんですけど、そういう議論ができた審議官に会ったことはありませんでした。

マエキタ：あの、ぞっとする思いを胸に、名残おいしいのですが、このままだと止まらないような気がするのです。

また、当事者の声を消すのではなく、ますます大きく、しかも投票という政治の力を私たちも一人ひとりが持っているから、それを伝えて、今、昔とは決めつけたくはないけど、何の原因でか、知らない、自分のことじゃないと思っている人に、うまく伝えていけるように、ぜひ皆さんよろしく願いいたします。たくさんのご意見を頂いて、ものすごいエネルギーな宇都宮健児さんと井戸川克隆さんの話を今日うかがえて、ありがとうございました。

あの、今日はおふたりは初めてだったんですね、お話は。また

これを起点として、どんどん情報発信していきたいと。「何されるの、井戸川さん？」っていう質問もありましたけど、どんどん情報発信をしてく、と。勝手に司会が決めちゃいけませんけど、うなずいていらっしゃるので、きっとそうだと思います。ありがとうございました。(会場、拍手)

(宇都宮さん、井戸川さん、壇上で握手)

宇都宮さんと井戸川さんでした。ありがとうございました。

(終)

注

1 双葉町長選挙：2013年3月10日に行われた選挙。不信任決議を受けた井戸川克隆町長が議会を解散したため、町議選を経て、実施された。井戸川は、直前で町長選への出馬を取りやめた。

2 ジュネーブ：井戸川は、2012年10月30日にジュネーブにある国連欧州本部の人権理事会に出席、福島県の現状と被ばくの状態を説明し、人権救済を求めた。

3 子ども・被災者支援法：「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（平成24年6月27日法律第48号）。予算も付けられないままに1年以上放置された後、復興庁により「基本方針案」がまとめられたが、地域を限定するなど骨抜きであるという批判が強い。

4 復興増税：平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設された。所得税は、平成25年から平成49年まで課されるのに対し、法人税は平成24年度から26年度末とされていたものが、25年度末までと短縮された。

5 除染に関する法律：「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）。

6 第6条：（国民の責務）第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。

7 トモダチ作戦の損害賠償：米軍による東日本大震災の被災地支援活動「トモダチ作戦」で三陸沖に派遣された米空母ロナルド・レーガンの乗組員による損害賠償訴訟。乗組員らは、東京電力福島第一原発の事故に関する正確な情報を得られずに被ばくしたとして、2012年12月に東電に総額1億1000万ドルの損害賠償などを求める訴えを米連邦地裁に起こした。当初8名であった原告数は、その後100名を超えたと伝えられている。

8 放射線管理技士：正しくは、「放射線取扱主任者」。原子力規制委員会が与える国家資格。

9 受認：井戸川による造語。認めさせられたといの含意。

10 ウクライナ報告書：ウクライナ政府（緊急事態省）報告書『チェルノブイリ事故から25年 “Safety for the Future”』（「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク訳）。

<http://archives.shiminkagaku.org/archives/csijnewsletter_010_ukraine_01.pdf>

11 原子力損害賠償センター：「原子力損害賠償紛争解決センター」。被害者の申立てにより、弁護士の中介委員らが原子力損害の賠償に係る紛争について和解の中介手続を行い、当事者間の合意形成を後押しすることで紛争の解決を図る。いわゆる裁判外紛争解決手続(ADR)の一種。

<http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm>

12 国会の事故調：「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」。東京電力福島第一原子力発電所事故の事故原因究明のための調査・提言を行うため

に、日本の憲政史上初めて国会に設置された独立の調査機関。平成 23 年 12 月 8 日発足、平成 24 年 7 月 5 日に報告書を国会の両院議長に提出した。

<<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3856371/naic.go.jp/>>

13 政府の事故調：「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」。平成 24 年 7 月 23 日の最終報告提出をもって調査活動を終了し、平成 24 年 9 月 28 日の閣議決定により廃止された。<

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/icanps/>>

14 人形峠の残土事件：人形峠は岡山県と鳥取県の境にあり、日本で初めてウラン鉱床が発見された場所。昭和 30 年代に動燃はウランの探鉱のための試掘を行い、ウラン残土が発生した。昭和 63 年に高レベルの放射線が検出されたとの報道を機に、地元自治体と動燃の間で、平成 2 年に全量撤去する旨の協定が成立するが、そのまま放置され 10 年が経過し、地元自治体を原告とする訴訟が提起された。原告勝訴。

参考：判決文

<<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/552BD39B6F1A412C49256E9B002DF53F.pdf>>

15 動燃：「動力炉・核燃料開発事業団」。1967 年に「原子燃料公社」を母体に発足。高速増殖炉および新型転換炉の開発を専門とする。1998 年に「核燃料サイクル開発機構」として改組された後、2005 年に「日本原子力研究所」と統合され、「独立行政法人・日本原子力研究開発機構」に再編された。

16 ICRP：「国際放射線防護委員会」。専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う民間の国際学術組織。

17 船橋淳：映画『フタバから遠く離れて』（2012）の監督。

18 ラッセル法定：イギリスの哲学者バートランド・ラッセルによって提唱された民衆法廷。ベトナムで行われたアメリカの戦争犯罪を告発するため、フランスの哲学者のジャン＝ポール・サルトルが議長となって、1967 年ストックホルムで開廷された。その後、2011 年にケープタウンでパレスチナに関するラッセル法廷が開廷されている。

19 武藤：武藤類子。福島原発告訴団の団長。

20 不起訴になった場合：2013 年 9 月 9 日、福島地検は事件を東京地検に移送。同日、検察当局は、業務上過失致死傷などの疑いで告訴・告発された東電幹部や政府関係者ら約 40 人全員を不起訴処分にした。これを受けて、福島原発告訴団は、10 月 16 日に、東京検察審査会へ審査申し立てを行った。

21 国連人権理事会の報告：2013 年 5 月 27 日に、国連「健康に対する権利」に関する特別報告者アナンド・グローバー氏による「グローバー報告」（福島第一原発事故の報告調査）がジュネーブの国連欧州本部で行われた。井戸川もジュネーブを訪問。

<<http://hrn.or.jp/activity/130627%20Anand%20Grover%27s%20Report%20to%20the%20UNHRC%20japanese.pdf>>

22 ネズミの問題：2013 年 3 月 18 日、福島第一原子力発電所で停電が発生し、1、3、4 号機の燃料プールの冷却が停止した。調査の結果、屋外にある仮設配電盤にネズミが侵入し、ショートしたのが原因と判明。

付録

ジュネーブ市長 レミー・パガーニから
前双葉町長 井戸川克隆への書簡

井戸川克隆様

ジュネーブ 2013 年 2 月 13 日

拝啓

昨年のジュネーブご訪問に改めて感謝申し上げます。Palais Eynard（市庁舎）に井戸川さんをお迎えできたこと、大変光栄に存じます。2011 年 3 月に発生した原発事故後、日本国民の皆さんが直面している問題の理解がより深まりました。

去る 1 月 23 日に、辞職の申し出をされたと聞きました。苦渋の決断だったのではとお察しいたします。井戸川さんは、福島県の首長の中でただ一人、住民を県外に避難させ、原発事故の深刻な状況に対し無策、無責任な態度を取る政府、東電を公然と糾弾されてきました。放射能被害から町民の皆さんを守るために、あらゆる措置を講じられてきました。辞職されたことは残念に思います。

昨年 10 月にお会いした際、チェルノブイリと日本の避難基準を比較した表を見せて下さいましたね。日本政府が、直ちに健康への影響はないとの見解から、年間の放射線許容量を 20mSv まで引き上げたこと知り驚きました。ご存知の通り、ICRP は一般公衆の年間被曝許容限度を 1mSv と勧告しているほか（放射線取扱従事者の被曝許容限度は年間 20mSv）、子供は大人よりも放射能に対する感受性がより高いことは周知の事実です。また、放射能が及ぼす健康被害についても幅広く論文化されており、最近ではニューヨーク・サイエンス・アカデミーが 2009 年に発行した研究書に詳細が述べられています。

そして、多くの独立した研究者が数十年來の研究結果から、被曝に安全なレベルはないと唱えています（ICRP も閾値なし直線仮説を認めています）。

ICRP が勧告した年間被曝許容限度の引き上げ正当化の立証責任は、日本政府にあります。しかし、そんなことを実証できるのでしょうか。実際には、これ（1mSv）以下の低線量被曝による健康被害が認められていることから、許容限度など何の役にも立ちません。政府に福島県民の皆さんがモルモットのように扱われている事態は許しがたいです。事実、政府は IAEA と WHO の協力のもと、福島県民の健康実態のデータを集めようとしています。これは人権侵害であり、即刻阻止しなくてはなりません。

井戸川さんは、今後も政府当局による非人道的な扱いから、町民の皆さんを守るための戦いを続けていかれると聞きました。より多くの人々が共闘することを心から望んでいます。人々が高濃度汚染地域での生活を強いられていることは到底受け入れられません。政府と福島県が、双葉町の皆さんを致命的なレベルに汚染された地域に帰還させようと画策していることは狂気の沙汰としか言いようがありません。

また、福島県の約 40% の子供達に甲状腺の異常が認められたことは恐るべき事態です。福島県外でも、甲状腺異常の発生件数が増えていると聞きました。このような非常事態の中、保健当局は真実を隠蔽し、被曝の影響を否定しています。（昨年）お会いした時に井戸川さんが強調されていた通り、日本人はチェルノブイリから学ばなければなりません。福島の場合は、住民の皆さんの全体的な健康被害の発生頻度を見る限り、チェルノブイリよりもはるかに深刻に思えます。ご存知かと思いますが、チェルノブイリ周辺における甲状腺がんの発生件数は、1990 年代に入ってから増加し始めました。双葉町では約 300 人の住民の皆さんが、福島第一原発の第 1 号機爆

発後、高濃度の放射性降下物を浴びたと仰っていましたね。にもかかわらず、政府や保健当局は、被害者の皆さんに対して健康調査を実施しなかったとのこと。（今年の）会合時にお約束した通り、ジュネーブ市は、医療関係者や IndependentWHO などをはじめとする団体と協同して、適切な健康調査が実施されるよう、最大限サポートしていく所存です。他に何か協力できることがありましたら、遠慮なく仰って下さい。

今後益々のご活躍をお祈りするとともに、正義を勝ち取るための戦いに多くの皆さんが団結することを望んでやみません。くれぐれも健康に留意され、またジュネーブでお目にかかれることを楽しみにしております。

敬具

ジュネーブ市長 レミー・パガーニ

市民グループ「私が東京を変える」について

「私が東京を変える」は、2012年の東京都知事選挙で、市民から独自の候補を立てるとい志の下に集まりました。宇都宮健児さんの擁立を決定し、まだ記憶に新しいエネルギッシュな選挙戦の展開に一役を担いました。衆院選と同日選挙となり、思うような結果を出すことができませんでした。が、「選挙終了後も活動を継続して行く」という強い意思の下、『宇都宮健児・井戸川克隆 未来を語る』を第一回主催イベントとして開催することとなりました。

2011年3月11日の東日本大震災、それに伴う福島第一原発事故は、日本に住む私たちのみならず、世界中の人々の意識を大きく変えました。しかし、今、政治はそれに応えているでしょうか。「私が東京を変える」は、そのような状況を憂い、主権者としての自分が主体となって、首都東京から変えていこうという意識を持った市民の集まりです。メンバーそれぞれの活動・情報を共有し、議論し、意識を深め合い、サポートしていく。そんなグループでありたいと思っています。

2014年2月、猪瀬都知事の辞任により都知事選が行われることとなり、急遽このブックレットを電子出版する運びとなりました。

ぜひ皆様もこの活動にご参加ください。

「私が東京を変える」ホームページ <<http://watashiga.org/>>

「宇都宮健児・井戸川克隆 未来を語る」協賛・賛同団体

- 協賛 『週刊金曜日』
『えこ&ぴーす アクティオ』
- 賛同団体 「平和への結集」をめざす市民の風
地域から未来をつくる・ひがし広場
世田谷から未来をつくる会
山口あずさと原発ゼロにする会
地球の子ども新聞
アジェンダ・プロジェクト
電気代一時不払いプロジェクト
アジア太平洋資料センター（PARC）
プロジェクト 99%
地球を清める会
都政わいわい勉強会
- 個人賛同 菊池東太郎（新日本歌人協会代表幹事）
西村 トシ子（もんじゅ・西村裁判の元原告）

2014年1月20日 編集・出版 市民グループ「私が東京を変える」

宇都宮健児・井戸川克隆 未来を語る

<http://p.booklog.jp/book/81814>

発行日：2014年1月22日

発行：市民グループ「私が東を変える」

電子出版担当：ootsuru

電子出版担当プロフィール：<http://p.booklog.jp/users/ootsuru/profile>

価格：100円（2014年2月22日まで無料）

マルマガ配信依頼：http://watashiga.org/tokyo/?page_id=12

問い合わせ先：http://watashiga.org/tokyo/?page_id=29

感想はこちらのコメントへ

<http://p.booklog.jp/book/81814>

ブックログ本棚へ入れる

<http://booklog.jp/item/3/81814>

カンパ振込先

みずほ銀行 東京中央支店

普通預金 2380939

口座名義：私が東京を変える

電子書籍プラットフォーム：ブックログのパー (<http://p.booklog.jp/>)

運営会社：株式会社ブックログ